

環境に係る情報協議会

国営総合農地防災事業 勇知地区

1. 事業の概要(案)

《事業の目的》

本地区の農業用排水路及び農用地は、国営勇知土地改良事業(S45～S59)等により整備されたが、泥炭土に起因する地盤沈下の進行により、農業用排水路及び農用地に機能低下が生じており、降雨時には牧草の湛水被害が発生しているとともに牧草の生産量及び農作業の能率が低下するなど営農の支障となっている。

このため、本事業において農業用排水路及び農用地の機能を回復し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、もって国土の保全に資するものである。

《受益面積》 631ha(畑)

《主要工事計画(案)》 ・農地防災 排水路(改修)
・農地保全 暗渠排水、整地

2. 環境に対する考え方

(「稚内市町田園環境整備マスタープラン」より)

《農村環境の現状と課題》

【現状】

本市は、日本の最北端に位置し、宗谷海峡をはさんで、東はオホーツク海、西は日本海に面し、海浜、丘陵、湿原など、多種多様な自然に恵まれ、学術的にも貴重な動植物が生息する地域で、特に、日本海に面した西海岸は、利尻礼文サロベツ国立公園の一角をなしており、その美しい景観は、訪れる人々を魅了している。

【課題】

近年、開発などに伴う環境への負荷により湿原や海岸線の改変など、自然環境が著しく変化しており、この豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐため、動植物の生息環境の保全や河川等の水質保全などの取組を一層進めていく必要がある。

《環境保全の基本的考え方》

- ・生物の多様な生息環境に配慮するとともに森林、農地、水辺等の自然環境を保全する。
- ・良好な自然環境の保全を図りつつ、魅力ある自然景観の維持、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、自然と調和した良好な都市景観の形成等を推進する。
- ・事業の実施にあたっては、「環境保全目標・基本指針」に示した内容に基づき、環境の配慮や創造について推進していく。

3. 環境配慮計画

《基本方針》

排水路工と農地保全工の実施にあたっては、生息・生育する動植物の保全及び水と緑のネットワーク形成に配慮し、自然環境への配慮を図る。

《取り組み内容》

【生態系への配慮】

- ① 排水路における水辺環境の保全
 - ・排水路は土水路を基本とし、護岸が必要な区間は魚類の生息環境に配慮した護岸工法を採用する。
 - ・排水路沿いで、希少な植生の群落や林帯等が確認される区間は、片側施工を行い、現況生の保全と昆虫類等の生息環境の確保を図る。
 - ・排水路の施工にあたっては、周辺植生に配慮し、周辺からの飛来種子による法面の植生回復を図る。
 - ・排水路の施工にあたっては、河床を掘り込み、遡上魚に配慮を図る。
- ② 工事中の濁水流出防止
 - ・排水路工事や排水路付近の暗渠排水の実施の際には、濁水が流出しないように濁水防止処理施設を設置する。
- ③ 希少な貝類の生息環境への配慮
 - ・希少な貝類が確認された場合には、排水路の既設利用区間等へ移動する。

【景観への配慮】

- ④ 現況の排水路沿いの林帯を保全して景観との調和
 - ・地域の景観との調和を図るため、排水路沿いで林帯等が形成されている区間は、片側施工を行う。